再　送　　重　要

かかりつけ医機能報告について

以前送付いたしました「かかりつけ医機能報告について」令和８年１月２６日現在で草加保健所管内の報告率が２１．８％となっております。現時点で未報告の場合の罰則はございませんが、法律上、報告が義務付けられておりますのでご報告いただきますようお願いいたします。

○令和８年１月５日に各医療機関に厚生労働省（G-MIS）から定期報告の依頼メールがきております。

○令和８年１月１日時点での状況の報告を G-MIS により行ってください。

※報告項目を入力後「報告」をクリックし、報告状況が「報告済」で報告は終了します。報告状況が「報告中」の場合は、報告が終了しておりません。

令和８年２月２日

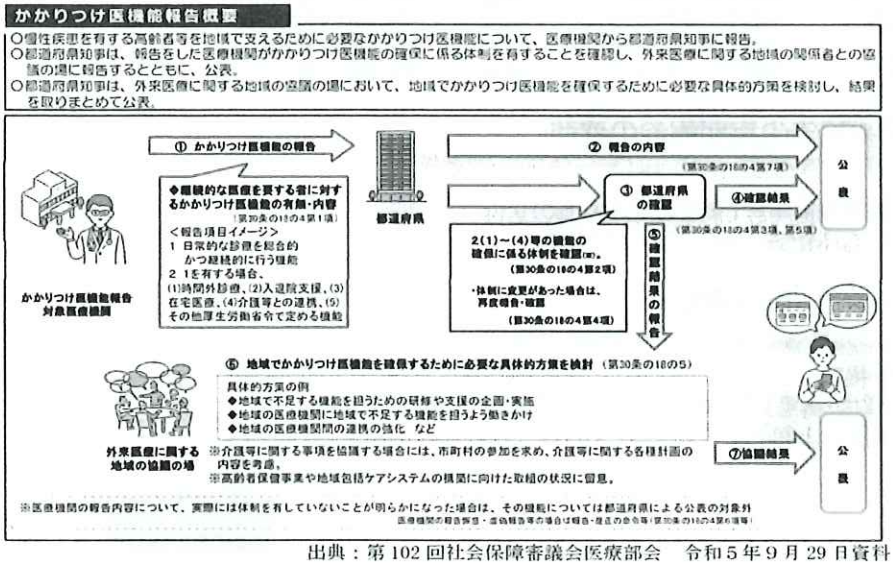
草加八潮医師会

会長　内藤　毅嗣

かかりつけ医機能報告制度について

保健医療政策課

- 令和5年5月、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」が成立し 、かかりつけ医機能報告制度が創設された。（令和7年4月施行）
- 法の施行により、医療機関はかかりつけ医機能について都道府県知事に報告を行い、報告を受けた都道府県知事は報告内容を確認し、地域関係者との協議の場において、かかりつけ医機能を確保するための具体的な方策を検討することとなった。



出典：第 102 回社会保障審議会医療部会　令和 5 年 9 月 29 日資料

かかりつけ医機能報告制度について

保健医療政策課

- 報告対象は、特定機能病院、歯科医療機関を除く病院及び診療所。
- 報告は毎年1月1日時点の状況を毎年1月から3月の間に行う。報告は、原則G-MISにより行う。
- かかりつけ医機能報告は、大きく、下記の1号機能と2号機能に分けられ、1号機能を有する（★の報告事項を「実施している（できる含む）」が該当）医療機関は、2号機能についても報告する必要がある。

	具体的な機能	報告事項
1号機能	日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	・「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示していること ★ ・かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無 ・17の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（一次診療を行うことができる疾患も報告する）★ ・医療に関する患者からの相談に応じることができること ★
2号機能	(イ)通常の診療時間外の診療	・自院又は他院連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況 ・自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日 加算の算定状況 等
	(ロ)入退院時の支援	・自院又は他院連携による後方支援病床の確保状況 ・自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況 ・自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況 ・自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況 ・特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数 等
	(ハ)在宅医療の提供	・自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況 ・自院における訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況 ・自院における訪問看護指示料の算定状況 ・自院における在宅看取りの診療報酬項目の算定状況 等
	(ニ)介護サービス等と連携した医療提供	・介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況 ・介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況 ・介護保険施設等における医療の提供状況（協力医療機関となっている施設の名称） ・地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況 ・ACP（人生会議）の実施状況 等

かかりつけ医機能報告制度について

保健医療政策課

1 かかりつけ医機能報告について各地域の地域医療構想調整会議で説明

令和7年12月2日から12月23日にかけて、各地域で開催された地域医療構想調整会議で、本制度について説明。

※参考 開催状況(開催日順)

・西部	令和7年12月2日	・東部	令和7年12月16日
・川越比企	令和7年12月3日	・利根	令和7年12月17日
・南西部	令和7年12月10日	・県央	令和7年12月19日
・北部	令和7年12月15日	・さいたま	令和7年12月22日
・南部	令和7年12月16日	・秩父	令和7年12月23日

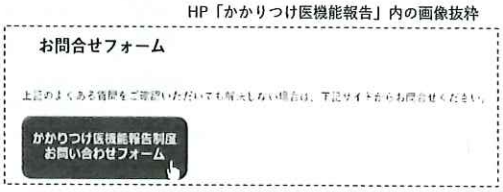
2 かかりつけ医機能報告の定期報告の依頼

○令和7年12月24日 医療機関あて報告依頼の文書の送付
○令和8年 1月 6日 G-MIS一括送信による報告依頼

3 埼玉県ホームページにおける周知

○よくある質問・回答を掲載
○同ホームページにて質問・御意見を受け付けるフォームを新設(1月13日～)
○制度説明動画の公開(2月上旬予定)

HP「かかりつけ医機能報告」内の画像抜粋



かかりつけ医機能報告制度について

医療整備課

● 令和７年度報告状況について

令和8年1月26日現在

保健所名	対象医療機関数	報告済医療機関数	未報告医療機関数	報告率
さいたま市	1,081	335	746	31.0%
川越市	240	56	184	23.3%
越谷市	220	78	142	35.5%
川口市	362	89	273	24.6%
朝霞	414	91	323	22.0%
鴻巣	310	88	222	28.4%
東松山	142	27	115	19.0%
秩父	92	21	71	22.8%
本庄	79	15	64	19.0%
熊谷	284	66	218	23.2%
加須	130	35	95	26.9%
春日部	155	44	111	28.4%
幸手	226	45	181	19.9%
草加	308	67	241	21.8%
狭山	490	113	377	23.1%
坂戸	144	30	114	20.8%
南部	147	29	118	19.7%
合計	4,824	1,229	3,595	25.5%

※対象医療機関数は、G-MIS上、新規報告が完了していない医療機関及び休止医療機関を除く

かかりつけ医機能報告制度について

医療整備課

【留意事項】

● １号機能の「具体的な機能を有すること」等の院内掲示について

オンラインで報告を行うと、G-MISの画面から院内掲示用の帳票をダウンロードすることができます。
設問には「院内掲示による公表をしていること」とありますが、今回の報告後に、速やかに院内掲示をする場合は、選択肢「有り」を選択してください。

「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示により公表していること

＊「具体的な機能」の有無及び「報告事項」の院内掲示による公表 ❶

無し（意向無し）　無し（意向有り）　有り

※かかりつけ医機能に関する院内掲示を行っている場合は「有り」をご選択ください。

● 連絡担当者のメールアドレスは必須項目

連絡担当者のメールアドレスは必須項目です。紙の調査票で報告される場合、未記入の医療機関が多く、G-MISに代理入力が滞ってしまいます。このメールアドレスは連絡用であり、公開されるものではないので、記入に御協力いただくようお願いします。

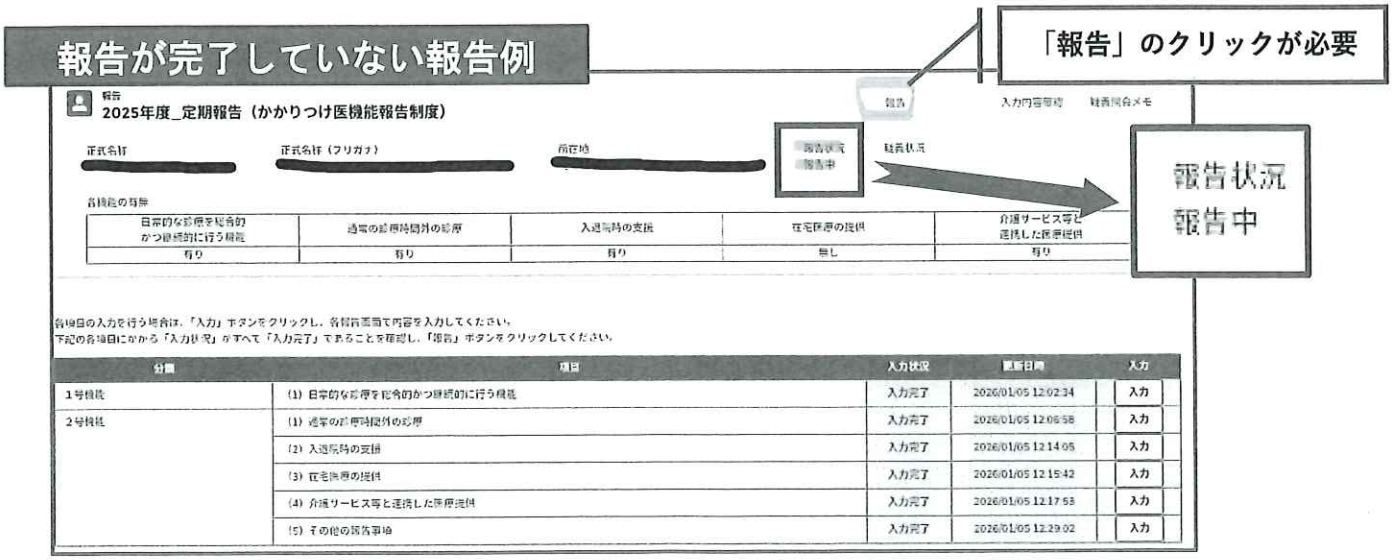
かかりつけ医機能報告制度について

医療整備課

【留意事項】

● 「報告」をクリックしないと、報告が完了しません

報告項目を入力後、「報告」をクリックし、報告状況が「報告済」で報告は終了です。
報告状況が「報告中」の場合は、報告が終了していません。



かかりつけ医機能報告制度について

医療整備課

【留意事項】

●電子処方箋により処方を発行できる体制

今回の報告から、かかりつけ医機能報告で報告する項目となっています。今までに報告をいただいた医療機関についても、かかりつけ医機能報告の中で、「有り」をチェックいただかないと、医療情報ネットで正しく表示されません。

（電子処方箋の補助金の要件が、医療情報ネットで「電子処方箋を可能」とすることとなっていますので、ご注意ください。）

